○文化庁告示第五十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年八月十二日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　河村　潤子

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五十五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法　「2014年受験用　全国大学入試問題正解　英語追加掲載編」において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　九、四四一円

別表

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物								利用方法及び補償金の額	
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（入試英語問題の区分）					利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額（税込・単位：円）
			学校名	学部名	学科名	日程	試験日	大問番号	教材名	
1	不明	不明	佐賀大学	経済、文化教育、農、医	学校教育〈理科、教科教育、教育、教育心理、障害児教育〉、国際文化、人間環境、医	前期	平成25年２月25日	2	2014年受験用　全国大学入試問題正解　英語追加掲載編	2,100
2	不明	不明	九州大学	理、医、歯、薬、工	数、医	後期	平成25年３月12日	3		2,100
3	不明	不明	和歌山県立医科大学	医		前期	平成25年２月25日	1		2,419
4	不明	不明	和歌山県立医科大学	医		前期	平成25年２月25日	5		2,822
									合計	9,441

○文化庁告示第五十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十五年八月十二日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十五年十一月二十五日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　河村　潤子

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五十五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法　出版用教材（別表参照）において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　二二、三四五円

別表

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物							利用方法及び補償金の額	
番号	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（入試英語問題の区分）				利用方法（複製・翻訳・譲渡）	補償金の額（税込・単位：円）
			学校名	学部名	日程	試験日	大問番号	教材名	
1	不明	不明	一橋大学	商、経済、法、社会	前期	平成25年２月26日	A	2014年受験用　全国大学入試問題正解　英語リスニング問題　国公立大学編	4,200
2	不明	不明	一橋大学	商、経済、法、社会	前期	平成25年２月26日	B		4,200
3	不明	不明	東京大学	文	前期	平成25年２月25日	3(B)		4,200